

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

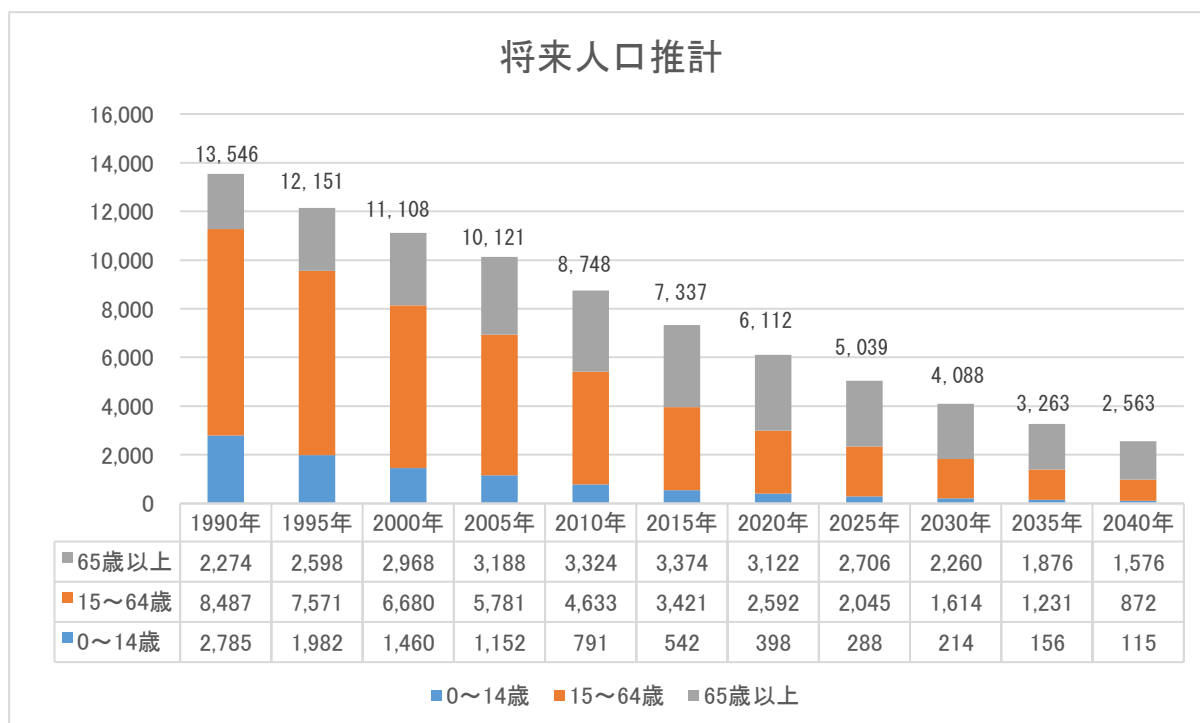
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 松前町の人口構造、産業構造

本町の総人口は、1955年（昭和30年）の20,072人をピークに、2015年（平成27年）には7,337人と、この60年間で約6割が減少している。

年齢・階層別で見ると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）が減少している一方で、高齢人口（65歳以上）は、1990年（平成2年）以降増加を続けている。

松前町人口ビジョンでは、人口減少はさらに加速し、2040年の人口を約2,600人と推計している。



※資料：松前町人口ビジョン（単位 人）

また、産業別人口では、構成比率を2015年（平成27年）と1985年（昭和60年）を比較すると、1次産業で10.2ポイント、2次産業で5.8ポイント減少し、3次産業は16.0ポイント増加となっており、これは基幹産業である漁業の衰退が影響し、1次産業の漁業と2次産業の製造業で著しく減少する一方で、3次産業では、高齢化社会の進行で、医療・福祉などのサービス業の需要が高くなるなど、この30年間で産業構造が大きく変化した。

地域経済を活性化させるには、1次産業（農林漁業）と、2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）が連携して、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出し、所得向上や雇用の確保を図る6次産業化と、観光資源を活かした交流人口の拡大や移住者受け入れの取組みを一体的に進めて行くことが必要である。

産業別人口の推移

区 分	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
農 業	77	84	98	34	42	37	26
林 業	64	52	53	58	53	33	33
漁 業	1,293	988	1,020	733	584	395	303
1次産業(計)	1,434	1,124	1,171	825	679	465	362
■ 構 成 比	21.3%	18.8%	19.8%	15.6%	14.5%	12.5%	11.1%
鉱 業	32	2	37	8	-	2	4
建 設 業	1,480	1,098	1,021	1,080	951	490	384
製 造 業	1,132	1,166	1,017	908	869	772	700
ガス・水道等	22	15	17	14	5	12	10
2次産業(計)	2,666	2,281	2,092	2,010	1,825	1,276	1,098
■ 構 成 比	39.6%	38.2%	35.5%	38.1%	39.1%	34.4%	33.8%
小売・飲食業	848	767	772	750	703	614	505
金融・保険業	78	91	80	75	48	53	41
不 動 産 業	6	7	3	-	6	6	8
運輸・通信業	193	184	184	180	112	116	94
サ ー ビ ス 業	986	1,002	1,044	964	882	792	783
公 務	525	520	553	470	412	389	358
分 類 不 能	-	-	2	1	5	3	2
3次産業(計)	2,636	2,571	2,638	2,440	2,168	1,973	1,791
■ 構 成 比	39.1%	43.0%	44.7%	46.3%	46.4%	53.1%	55.1%
計	6,736	5,976	5,901	5,275	4,672	3,714	3,251

※資料：国勢調査（単位 人）

② 中小企業者の実態

本町は、商工業者の全てが中小企業で、2014年経済センサス基礎調査の結果、事業所の総数は415件で、サービス業170件、小売・飲食業130件、建築業46件、製造業28件、その他41件となっている。

また、1991年と比較した場合、事業所数は全体で280件減少し、その内、小売・飲食業が184件（約66%）を占めるなど、後継者不足による高齢化や設備の老朽化などの影響を受けて、減少速度が増している現状にある。

産業別事業所数の推移

区分	総数	農林 漁業	鉱業	建築 業	製造 業	ガス 水道 等	小売 飲食 業	金融 保険 業	不動 産業	運輸 通信 業	サー ビス 業	公務 等
1991年	695	3	2	59	52	3	314	8	14	22	197	21
	4,277	37	17	491	1,085	18	1,054	111	19	184	1,010	251
1996年	640	5	1	60	45	2	289	8	9	20	180	21
	4,217	75	2	580	973	10	1,048	88	9	169	1,013	250
2001年	583	5	-	64	33	2	255	8	10	22	166	18
	3,750	73	-	435	831	13	895	86	11	170	962	274
2004年	543	4	-	58	33	-	241	6	9	8	166	18
	3,498	52	-	349	861	-	854	38	12	96	962	274
2006年	495	5	-	58	30	2	206	4	10	8	157	15
	3,068	74	-	357	805	11	640	34	13	82	842	210
2009年	476	5	-	47	26	1	149	4	12	8	209	15
	2,957	81	-	213	728	7	551	40	17	92	1,025	203
2014年	415	4	-	46	28	1	130	5	12	4	170	15
	2,756	46	-	236	714	6	502	39	18	60	941	194

※上段は事業所数（件）、下段は従業員数（人）

※資料：1991年は事業所統計、1996年～2006年は事業所・企業統計、2009年と2014年は経済センサス基礎調査

（2） 目標

本町の中小企業は、後継者不足による高齢化や設備の老朽化が進み、生産性の向上に向けた対策が必要である。このため、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

※労働生産性の算定式

$$\frac{(\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費})}{\text{労働投入量 (労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間)}}$$

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

松前町全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取り組みを、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。